

令和5年（行ウ）第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第3準備書面

令和6年1月29日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 野村雅之

同

弁護士 中山修身

同復代理人

弁護士 今崎光智

同復代理人

弁護士 横澤秀明

第1 被告の主張（骨子）

A 村岡知事の参拝の目的

被告第2準備書面の5頁以下の〔否認・争う〕理由として、事実につき述べた。

山口県として関与したのは、あくまで戦傷病者や遺族らに対する援護業務を行うにあたって、ということである。こうした業務は、主に昭和27年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律127号、以下「援護

法」と略す)等によるもので、同法50条で、「この法律に定める厚生労働大臣の権限に属する事務の全部又は一部は政令で定めるところにより都道府県知事が行うこととすることができる」としている。

このような法規により、山口県は「援護事業」という福祉政策を「山口県行政組織規則」により、健康福祉部長寿社会課の事務として分掌させて進めている(乙4号証)。第4で具体的に述べるが、その協働者として重要な、すなわち根拠となる援護法1条の目的の対象である「遺族ら」の処遇改善等を目的とする(一財)山口県遺族連盟への礼儀であることが主な目的である。

併せて、慰霊大祭には多数の遺族が参列されることから、戦没者及び遺族に対する社会的儀礼として参列し、山口県を代表して遺族に挨拶をし、戦没者及び遺族に対して弔慰・哀悼の意を表することは山口県が行う業務に資するものである。このように、戦没者慰霊や遺族援護業務等で連携・支援・協力の関係にあった(一財)山口県遺族連盟からの案内であったため(甲1号証)、同連盟との関係性維持の観点から、その案内を受けて出席した。

すると、最判平成22年7月22日のいわゆる「白山比咩神社訴訟」は、行事の有り様が本件とかなり異なるとはいふものの、「地元の観光振興に尽力すべき立場にある」市長のそのような意義の会への参加を適法とした同訴訟のケースに、本件は類似しているといえよう。

B 住民訴訟における宗教論のあり方

これは、被告第2準備書面第1-3項にて、最高裁の考え方を整理した。よって、本準備書面では触れない。

C 政教分離の判断方法

最高裁は、最判平成22年1月20日民集66巻1号1頁〔判解1〕や最大判令和3年2月24日民集75巻2号29頁〔法曹時報74巻7号216頁

～)において、「目的効果基準」から、「総合判断の枠組」に変化したのか、それとも「総合判断の枠組」の中で、目的・効果を処理しているのか、といった一般論については、被告第4準備書面において整理する。ただ、本訴における最も重要な評価対象となる事実はAである。

また、原告らの主張は、財務会計行為との関係では、「参拝」に伴う知事・山口県職員の活動が政教分離原則に反するがゆえに、参拝のための旅費等の支出が違法と主張しているから、いわゆる先行行為の違憲性が財務会計行為の違法に承継されるからという論点に繋がる。この一般論は、本準備書面の第4－5項で述べる。

D 原告ら主張の各支出等の財務会計行為性ないし、原告が指摘する支出に係る手続

- ① 支出の流れ
- ② 知事の監督権
- ③ 知事の車の利用等について

これについては、本準備書面第2で述べる。

E いわゆる先行行為の違法性の承継

これは、被告第2準備書面第1－4項で触れた。

F 職員における賠償ないし返還義務

これについては、被告第2準備書面第1－4項で触れ、本準備書面の第4－6項で整理した。

第2 二名の職員についての旅行命令から財務会計行為までの流れ

- 1 武林主幹の旅費の支出過程（330円）

(1) 武林主幹は、令和5年3月に退職しているが、令和4年当時は、財務会計上の権限を持っていない一般職員であった。

(2) 旅行命令（財務会計以外の事務）

令和4年4月28日、旅行命令権者（知事。但し、専決者）が、一般職旅費条例第4条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第6項の規定（乙5号証）に基づき、武林主幹に対し、旅行命令を行った（乙9号証）。

当該旅行命令は、長寿社会課：西村副課長（当時）の決裁により行った（一般職旅費条例第4条第4項）。

(3) 令和4年4月29日、武林主幹は、山口県護国神社春季慰霊大祭に出席した知事に随行した。玉串奉奠は行っておらず、原告が主張する「参拝」は行っていない。

(4) 旅行の復命（財務会計以外の事務）

令和4年5月2日、武林主幹は、職員服務規程第20条に基づき（乙7号証）、旅行命令権者（知事）に復命を行った（乙9号証）。

当該旅行の復命は、旅行命令の決裁権者である西村副課長（当時）が受けた（職員服務規程第20条）。

(5) 旅費の請求

令和4年6月10日、武林主幹は、一般職旅費条例第14条第1項及び第5項に基づき、電磁的方法（旅費システム）により、支払担当者等（規則様式では「支出命令者」、旅費システム上の請求書では「山口県知事」）に、旅費請求書を提出した（甲5号証）。

なお、旅費請求書は、次の(6)による支出負担行為等の決裁権限を有する給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）が受けた。

(6) 支出負担行為（財務会計事務）

旅費請求書の提出を受けた知事は、令和4年6月10日、会計規則第47条、49条及び別表第5(甲)に基づき（乙8号証）、当該旅費の支出負担行為を行っ

た（乙10号証）。

なお、当該支出負担行為は、給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）の決裁により行った。

また、知事は、会計規則第51条に基づき、次の（8）による支出負担行為の確認の決裁権限を有する会計課（兼）給与厚生課経理班に必要な書類を添付し、送付した。

（7）支出命令（財務会計事務）

令和4年6月10日、知事は、会計規則第56条に基づき、当該旅費の支出について、会計管理者に支出命令を行った（乙10号証）。

なお、当該支出命令は、給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）の決裁により行った。

また、知事は、次の（8）による支出命令の確認等の決裁権限を有する会計課（兼）給与厚生課経理班に必要な書類を添付し、送付した。

（8）支出負担行為の確認及び支出命令の審査・確認（財務会計事務）

令和4年6月13日、会計管理者は、会計規則第52条に基づき、当該支出負担行為の確認、会計規則第57条に基づき、当該支出命令の審査・確認をし、支払手続を行った（乙10号証）。

なお、当該支出負担行為の確認及び当該支出命令の審査・確認は、会計課（兼）給与厚生課経理班の旅費担当主任の末永主任（当時）の決裁により行った。

（9）旅費の支出（財務会計事務）

会計管理者は、令和4年6月22日、会計規則第75条の口座振替の方法により、武林主幹に旅費330円を支払った（乙10号証）。

3 田中課長の旅費の支出過程（360円）

（1）田中課長は、令和5年3月に異動しているが、令和4年当時は、財務会計上

の権限を持っていない一般職員であった。

(2) 旅行命令（財務会計以外の事務）

令和4年4月28日、旅行命令権者（知事。但し、専決者）が、一般職旅費条例第4条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第6項の規定に基づき、田中課長に旅行命令を行った（乙11号証）。

当該旅行命令は、弘田部長（当時）の決裁により行った（一般職旅費条例第4条第4項）。

(3) 令和4年4月29日、田中課長は、山口県護国神社春季慰霊大祭に出席した知事に随行した。玉串奉奠は行っておらず、原告が主張する「参拝」は行っていない。

(4) 旅行の復命（財務会計以外の事務）

令和4年5月2日、田中課長が、職員服務規程第20条に基づき、旅行命令権者（知事）に復命を行った（乙11号証）。

当該旅行の復命は、旅行命令の決裁権者である弘田部長（当時）が受けた（職員服務規程第20条）。

(5) 旅費の請求

令和4年5月31日、田中課長が、一般職旅費条例第14条第1項及び第5項に基づき、電磁的方法（旅費システム）により、支払担当者等（規則様式では「支出命令者」、旅費システム上の請求書では「山口県知事」）に、旅費請求書を提出した（甲4号証）。

なお、旅費請求書は、次の（6）による支出負担行為等の決裁権限を有する給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）が受けた。

(6) 支出負担行為（財務会計事務）

旅費請求書の提出を受けた知事は、令和4年5月31日、会計規則第47条、49条及び別表第5（甲）に基づき（乙8号証）、当該旅費の支出負担行為を行った（乙12号証）。

なお、当該支出負担行為は、給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）の決裁により行った。

また、知事は、会計規則第51条に基づき、次の（8）による支出負担行為の確認の決裁権限を有する会計課（兼）給与厚生課経理班に必要な書類添付し、送付した。

（7）支出命令（財務会計事務）

令和4年5月31日、知事は、会計規則第56条に基づき、当該旅費の支出について、会計管理者に支出命令を行った（乙12号証）。

なお、当該支出命令は、給与厚生課旅費報酬班の泉班長（当時）の決裁により行った。

また、知事は、次の（8）による支出命令の確認等の決裁権限を有する会計課（兼）給与厚生課経理班に必要な書類を添付し、送付した。

（8）支出負担行為の確認及び支出命令の確認等（財務会計事務）

令和4年6月1日、会計管理者は、会計規則第52条に基づき、当該支出負担行為の確認、会計規則第56条に基づき、当該支出命令の審査・確認をし、支払手続を行った（乙12号証）。

なお、当該支出負担行為の確認及び当該支出命令の審査・確認は、会計課（兼）給与厚生課経理班の旅費担当主任の末永主任（当時）の決裁により行った。

（9）旅費の支出（財務会計事務）

会計管理者は、令和4年6月8日、会計規則第75条の口座振替の方法により、田中課長に旅費360円を支払った（乙12号証）。

第3 公用車の手配等

1 知事への旅行命令簿がなく、旅費が支給されていないこと

（1）知事等の給与及び旅費に関する条例第11条第2項（乙13号証）は、「知事

等の旅費の支給については、職員等旅費条例の適用を受ける職員の例による」としている。

(2) 旅費命令簿がないこと

ア 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下、「旅行命令簿等」という。）に旅行に関する事項を記載又は記録して当該旅行者に提示しなければならない（一般職の職員等の旅費に関する条例第4条第4項本文）。ただし、旅行の性質上、旅行者が当該旅行の実費を負担することが見込まれないものとして知事が別に定める場合には、旅行命令簿等を作成せず、口頭で旅行命令等を発することができる（同項ただし書）。

「知事が別に定める場合」は、一般職の職員等の旅費に関する条例及び同施行規則の運用方針の「条例の部 第4条関係第4項」に記載されている（乙14号証）。そして、「知事が別に定める場合」の1つとして、「公用の交通機関、自転車、徒歩又は旅行者以外の者の使用する自動車による旅行」が定められている。

イ 本件では、村岡知事は、庁用自動車（公用車）という「公用の交通機関」を利用しているから、「知事が別に定める場合」に該当する。そのため、旅行命令簿等は作成されていない。

(3) 旅費が支給されていないこと

ア 任命権者は、当該旅行の性質上、「一般職の職員等の旅費に関する条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」においては、その必要としない部分の旅費を支給しないことができる（一般職の職員等の旅費に関する条例第32条第1項）。

そして、一般職の職員等の旅費に関する条例「の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給

することとなる場合」の1つとして、「旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合」をいい、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は嘱託料の全額を支給しないものとされる（一般職の職員等の旅費に関する条例及び同施行規則の運用方針「条例の部 第32条関係第1項（2）」）。

イ 上記（2）イのとおり、村岡知事は、「公用の交通機関」たる庁用自動車を利用した。そのため、旅費は支給されなかった。

2 公用車の使用

（1）山口県庁用自動車管理規則（乙15号証）による規律

ア 被告が管理する自動車は「庁用自動車」とされる（同規則2条5号）。そして、知事が乗車する庁用自動車は、会計管理局物品管理課で集中管理され、「集中管理自動車」とされる（同規則2条6号）。

イ 集中管理自動車を使用しようとする課の長は、使用しようとする日の前日までに物品管理課長に配車の申込みをしなければならない（同規則12条1項）。

物品管理課長は、この申込みを受けた場合は、当該配車の申込みが適当であると認めるときは、配車の承認をし、この申込みをした課の長に、その旨を通知するとともに、集中管理自動車の運転者に運行の指示をしなければならない（同条2項）。

（2）本件での集中管理自動車使用の流れ

ア 秘書課長は、令和4年4月8、15、22日、物品管理課長に対し、集中管理自動車配車申込書を提出して、集中管理自動車の配車を申し込んだ（乙16号証の1～3）。これら申込書には、いずれも、令和4年4月29日10時30分から12時15分までの間、山口県護国神社の用務に使用する旨記載されていた。車は、マツダCX-8である。

イ 物品管理課長は、同規則12条2項によって承認した。

ウ 配車された自動車は、同日12時に使用終了となった。

- 3 原告らは、自動車の利用について300円としている。しかし、上記1項のほか、2項の公用車利用においても、財務会計行為に該当する事実は生じていない。

第4 いわゆる先行行為（財務会計行為に先行する原因行為）の概要（援護事業とその関係者）

1 援護事業における山口県・健康福祉部長寿社会課の事務

知事の参拝の目的は、第1のAでまとめた。

山口県が援護法50条をうけて行う戦没者遺族援護等業務を、山口県は、条例等で位置付けている。

つまり、山口県行政組織規則8条において、健康福祉部に「長寿社会課」を置き、同課に「援護班」を置いたうえ、9条において、それらの事務分掌として「六 戦没者の慰霊に関すること」を定め、また、「四 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。五 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。六 戦没者の慰霊に関すること。」としている。すなわち、山口県は、こうした戦没者の慰霊やその遺族の援護業務等を行っているのであり、被告村岡知事が参拝をしたのは、（一財）山口県遺族連盟の案内に応じて、この「戦没者の慰霊や遺族の擁護等」のために行ったものである。

2 戦傷病者戦没者遺族者援護法の沿革

「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」（昭和20年勅令第542号）に基づき法律的効力を有するとされた「恩給法ノ特例ニ関スル件」（昭和21年勅令第68号、「勅令第68号」という）が、昭和21年2月1

日に公布され、軍人恩給の停止、制限の措置がとられることになった。ただし、身体障害者に対する補償金は、非軍事的理由による障害者に与えられる最低額を上回らない限度で支給が認められた。他方、文官の恩給については、これらの措置の対象とはならず、ほぼ継続された。

国会においても遺族援護問題が取り上げられ、昭和24年5月14日、衆議院で「遺族援護に関する決議」が、また、同月16日、参議院で「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が行われ、昭和25年12月開会では、「遺族戦傷病者および留守家族対策に関する決議」が行われた。昭和26年10月16日に「戦傷病者および戦没者遺族者等の処遇に関する打合会の設置に関する件」が閣議決定された。昭和27年度の予算編成において、軍人恩給の復活が見送られ、戦傷病者、戦没者遺族に対し社会保障の色彩を加味した年金を支給する方針が決定されることで一応の方向が定められた。

国会に提出された援護法案は、衆・参両院において、それぞれ修正が加えられたが、昭和27年4月25日に成立、同月30日法律127号をもって公布され、同年4月1日に遡って適用されることとなった。

法制定時における援護法は、国家補償の精神に基づいて軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、障害者本人または死亡した方の遺族を援護することを目的とするものである。

昭和38年にこれまで各種の法律によって行われていた戦傷病者に対する医療等の援護措置を整理統合して、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律168号）が制定された。この法律の公布に伴い援護法が改正され同法の17条から22条は削除された。

3 援護法等の構成と山口県の業務の関係

山口県が、戦傷病者戦没者遺族援護法等の関係で行う業務と、上記条例による事務の対応関係は、次のとおりである。なお、()には、近年における

実施例数を、〔 〕は（一財）山口県遺族連盟との協働の有無を示している。

ア ①弔慰金、遺族年金等の裁定等（数年に一件程度）〔なし〕

戦傷病者戦没者等援護法50条、同施行令12、13条

イ ②留守家族の手当、特別手当の支給（数年に一件程度）、③葬祭料、遺骨引取経費の支給、④障害一時金の支給〔なし〕

未帰還者留守家族等援護法159条、同施行令4、7条

ウ ⑤引揚者給付金の支給〔なし〕

引揚者給付金等支給法23条、同施行令9、10条

エ ⑥失踪の宣告、⑦弔慰料の支給〔なし〕

未帰還者に関する特別措置法14条、同施行令1条の2、2、3条

オ ⑧戦傷病者手帳の交付、⑨戦傷病者手帳の記載事項の訂正、⑩戦傷病手帳の返還（数年一件程度）、⑪療養の給付の機関、⑫指定医療機関の指導、⑬診療報酬の審査、⑭報告及び検査、⑮療養費の支給、⑯療養手当の支給、⑰葬祭料の支給、⑱更生医療の給付、⑲補装具の支給及び修理、⑳戦傷病者等の報告及び診断（年に一度国に報告）〔なし〕

戦傷病者特別援護法159条、同施行令13、15条、同施行規則15、17条、山口県の事務処理の特例に関する条例2条、別表14の3イ～ハ、同条例施行規則3条の3

カ ㉑特別買上償還を必要とする旨の証明書発行（戦没者等の妻）、㉒没妻特給の支給及び権利の裁定（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの請求期間に、山口県へ提出される請求見込件数約70件）〔あり〕

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法12条、同施行令1～4条

キ ㉓特別買上償還を必要とする旨の証明書発行（戦没者の遺族）、㉔特弔の裁定（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの請求期間に、山口県へ提出された請求件数約1万6050件）〔あり〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法14条、同施行令1～4条

ク ㉕特別買上償還を必要とする旨の証明書発行（戦没者の父母等）、㉖父母特給の裁定等（全国・山口県共に対象者0）〔なし〕

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法15条、同施行令1～4条

ケ ㉗遺族相談員の推薦（2年に一度）〔あり〕

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律、同省令、戦没者遺族相談員設置要綱（昭和45年7月13日付厚生省発援第73号厚生事務次官通知）、戦没者遺族相談員の設置について（昭和45年7月13日援発第788号援護局長通知）

コ ㉘遺族調査（随時）〔なし〕

令和5年9月5日付社援事発0905第3号厚労省社会・援護局事業課長通知（DNA鑑定）、令和4年8月18日付社援事発0818第号厚労省社会・援護局事業課長通知（遺留品）、令和4年6月3日付社援事発0603第1号厚労省社会・援護局事業課長通知（シベリア抑留）

サ ㉙DNA鑑定・広報（国からの依頼による）〔あり〕

令和3年8月27日付社援事発0827第1号厚労省社会・援護局事業課長通知

シ ㉚知事表彰（5年に一度）〔あり〕

山口県健康福祉功労者知事表彰要綱3の2

4 （一財）山口県遺族連盟の概要と山口県との関係

(1) (一財)山口県遺族連盟は、昭和23年10月8日に法人として設立され、戦没者の英霊顕彰、道義の高揚及び恒久平和並びに戦没者遺族及びその他の親族の処遇改善を始めとする福祉の増進に寄与することを目的としている。この目的達成するための事業として、乙2号証記載の事業を掲げている。

(2) 山口県との協働関係

ア 3項の〔あり〕〔なし〕で、近年の関係を示した。

イ 慰霊大祭への出席についてのこれまでの経過について

少なくとも平成8年以降、例年、(一財)山口県遺族連盟等からは、山口県に対して、山口県護國神社で実施される春季慰霊大祭及び秋季慰霊大祭への参加の案内がされ、山口県知事や遺族等援護業務を所管する部の部長(健康福祉部長)らが参加していた。

このようなことから、本件春季慰霊大祭についても、令和4年3月に、山口県遺族連盟等から参加の案内があり(甲1号証)、例年どおり、前記の理由により、本件慰霊大祭に出席することとしたものである。

(3) 前記①～⑩の山口県の事務と乙2号の法人登記の目的との対応関係は、次の通りである。この対比からも、山口県の大半の事業に、(一財)山口県遺族連盟は対応して、業務・事業を行っている。そして、同連盟は、遺族(同法人の法人登記簿上の目的欄では、「戦没者遺族及びその他の親族」と定義している)の処遇改善を目指しているから、援護法に基づく事業は、(一財)山口県遺族連盟との協働連携なしに遂行することは極めて困難である。

(4) 乙2号の法人登記簿記載の目的①～⑨との対比

但し、ここに挙げるのは、令和元年以降のものに限っている。

① 英霊の顕彰及び慰霊に関する事業

慰霊巡拝や南方地域慰霊祭について、情報を提供し、又、これらのほか全国戦没者追悼式への参列する遺族代表の選考のための推薦を受けている。

② 遺族の処遇向上及び福利厚生に関する事業

①～⑦、⑲～⑳

③ 遺族会の育成指導に関する事業

㉑

④ 各種表彰等に関する事業

知事表彰についての推薦母体である。

⑤ 遺族の生活相談事業

⑰、⑱、㉑

① 遺児による戦跡地慰霊巡拝及び友好親善事業並びに遺骨帰還事業等の促進

③、⑱、㉑

⑦ 遺族の靖国神社参拝事業

関与なし

⑧ 機関誌の発行

掲載記事を連携・協働しながら作成している。

⑨ その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

関与なし

5 原因行為の違法と財務会計行為の違法との関係について

原告らが違法・違憲と主張する原因行為は、被告第4準備書面で述べるとおり、法や条例に基づくもので、そもそも違法・違憲は認められない。したがって、これを前提とする財務会計行為が違法となる余地はない。ただ、念のため、多くの判決例で検討されているこの論点について、整理する。

(1) 最判の整理

ア 最三小判平成4年12月15日 [判解24]

(ア) 公立学校において教頭職にある者のうち、勲奨退職に応じた者について、一日だけ校長に任命して校長職としての等級への昇格を行うとともに、給与条例等に基づいて勲奨退職に応じた者を2号級昇級させた上で退職を承認した。この昇格処分と退職承認処分が先行行為にあたる。

そして、これら処分に応じて、昇給後の号級を基礎とした退職手当の支給決定をしたところ（これが後行行為である）、住民訴訟で争われた事件である。

(イ) 判決は、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為

に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」とした。

そして、上記判解によれば、「当該職員が財務会計上の行為をするに当たり、当該普通地方公共団体に対し、原因行為との関係でいかなることをすべき行為義務（財務会計法規上の義務）を負担しているか、またその義務を尽くしたといえるかとういことが『違法性の承継』の問題として問われるべきものの核心であり、原因行為の違法がそれ自体でいわば無媒介に財務会計上の行為の違法をもたらすという関係にあるのではないこと、以上のような考え方に基づいているものと思われる。」「ここで財務会計法規上の義務といわれている場合の財務会計法規とは、手続・技術的な、狭い意味での財務会計法規のみを意味するものではなく、これらを含むところの財務会計上の行為を行う上で当該職員が職務上負担する行為規範一般を意味するものと考えられるのであり、このような行為規範を目して本判決が財務会計法規上の義務と表現したのは、非財務会計上の原因行為における一般行政上の違法との区別を明確にする趣旨によるものと推測される。」と説明されている（判解24・542頁）。

イ 最判平成15年1月17日〔判解1〕

(ア) 県議会の議員及び事務局職員が全国都道府県議会議員軟式野球大会に参加するために行われた旅費の支出が、住民訴訟で争われた事件である。

(イ) 最高裁は、「地方自治法242条の2第1項4号に基づき当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由がある場合であっても、上記原因行為を前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる（前掲最三小判平成4年12月15日）」とした。

ウ 最判平成9年4月2日判決（民集51巻4号1673頁）

いわゆる愛媛玉串料事件であり、愛媛県が靖国神社が挙行した例大祭等に玉串料等を県の公金から支出して奉納した行為は違憲であると判断された。しかし、当該支出行為を行った知事の補助職員については、「本件支出が憲法に違反するか否かを極めて容易に判断することができたとまではいえないから、被上告人中川らがこれを憲法に違反しないと考えて行ったことは、その判断を誤ったものではあるが、著しく注意義務を怠ったものとして重大な過失があったということとはできない。」として、地方自治法243条の2第1項責任を認めなかった。

(2) 本訴について

ア 既に述べた山口県の（一財）遺族連盟との関わりや従来連携・協働からすると、仮に参拝等やそれへの随行が違法だとしても、各最判の判断に従えば、随行に伴う財務会計行為（知事の自動車利用はこれに当たらない）を違法としない。

イ その理由は、次のとおりである。

- ① 山口県が行った旅費の支出の流れは、第2で述べたとおりである。いずれも、支出行為自体に違法な点はない。そもそも、原告らは、この点を違法と主張していない。
- ② 最判平成4年の判旨（（1）－ア－（イ））は、①の事実関係からすれば当然、本訴にも適用される。

6 二人の職員への返還ないし賠償義務

(1) 不当利得返還請求について

ア 最判平成15年1月17日〔判解1〕の要点

地方公務員法の規定によれば、地方公共団体の職員は、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないものとされており（同法32条）、上司の職務命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、これに従う義務を負うものと解

される。上記服務関係からすれば、地方公共団体の職員が職務命令である旅行命令に従って旅行をした場合には、職員は、旅行命令に重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該旅行に対して旅費の支給を受けることができ、それが不当利得となるものではない。

イ この点、解説する福井章代調査官は、「違法ではあるものの、無効とはいえない職務命令に従って勤務した職員に対する不当利得返還請求が認められるとすると、例えば、違法な時間外命令に従って時間外勤務をした職員、職務命令に従って現実に労務の提供をしたにもかかわらず、支給された給与等の返還を義務付けられることになる。このような論点が不当であることはいうまでもない」とする。あまりに当然である。

ウ 二人の職員は、上記のように、山口県の行政目的を達するため、護国神社へ、適法な命令を受けて、休日に出勤したものであり、その命令についても、平成8年頃から繰り返されており、重大明白な瑕疵があるとは、到底評価できないのである。

エ 前記のいわゆる愛媛玉串料事件における最高裁判例では、玉串料等の奉納行為が違憲であるとしつつも、その支出行為を行った知事の補助職員に対する責任を否定しており、このような最高裁判例の考え方からしても、支出行為の相手方であり、実際に旅行を行った当事者である一般職員に不当利得返還義務を認めることはできないというべきである。

(2) 損害賠償義務について

二人の職員は、前記のとおり、財務会計上の権限を持たない一般職員である。したがって、上記最判平成15年の判旨からすれば、職務命令に従う義務があるから、山口県に対し、賠償義務を負う根拠がない。

なお、上記最判平成15年は、財務会計上の責任者について、先行行為（議員に対する旅行命令）は違法だとしても、「それが著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過しがたい瑕疵があるとまではいうこ

とがないので、所要の財務会計上の措置を執る義務があるものというべき」として、責任を否定した。

しかし、本訴における二人の職員は、一般職員であるから、より一層、賠償義務はない。

そもそも、原告らは令和4年9月28日付の書面で、請求原因を変更もしているが、答弁書第2-2(2)の〔求釈明〕に対して、全く応答していない。

以上